平成２６年（フ）第２号
山口県萩市大字椿東2778番地３　むたがはらほーむ、前住所山口県萩市大字土原188番地
債務者　白上斗美子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯　奉文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第５号
島根県鹿足郡津和野町後田イ80番地13
債務者　川田　　宏
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今城　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第２３６号
愛知県常滑市塩田町５丁目11番地
債務者　土居　知美
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　康昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６２７号
神奈川県伊勢原市高森台１丁目３番４号、申立時の住所神奈川県茅ヶ崎市みずき１丁目４番17―303号
債務者　柴　　将樹
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　賢史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月５日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６８号
金沢市昭和町７番９号　ＦＯＮＴＥ六枚607号、従前の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目12番２号
債務者　小川　健治
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川畑　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４５０号
札幌市白石区南郷通２丁目北２番14号、住民票上の住所札幌市白石区南郷通２丁目北２番12号
債務者　豊嶋　法道
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星加　美佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４２号
大分市大字荏隈1434番地の１
債務者　岡野　裕美
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２２号
茨城県常陸大宮市上町944番地の２、旧住所茨城県水戸市常磐町２丁目７番37―102号山田マンション
債務者　鯉渕　紀子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　安夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２３０３号
札幌市白石区菊水元町６条３丁目６番32号ＭＳポエム202
債務者　野村　好宏
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　康紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６２号
愛知県豊田市井上町２丁目44番地17　ステップＸ101号
債務者　金原　陽一
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　芳朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月27日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４４２号
札幌市中央区北４条西17丁目１番地15　グレイス美術館通プレーディオ802号
債務者　元木　孝夫
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細井　三輪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４８号
静岡県伊豆の国市吉田1021番地の８　市営新帝産台住宅４号
債務者　土田　欽也
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第６６号
静岡県沼津市下香貫汐入2192番地の１　岡本アパート101
債務者　居山　光代
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第６９号
静岡県駿東郡清水町柿田985番地の１　町営住宅106号、前住所静岡県駿東郡清水町新宿229番地の５
債務者　小倉　　寛
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１１号
京都府亀岡市上矢田町岩田19番地４
債務者　山下カヲリ
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
京都府亀岡市上矢田町岩田19番地４
債務者　山下孝一郎
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
北海道三笠市美園町５番地47
債務者　小野まどか（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部